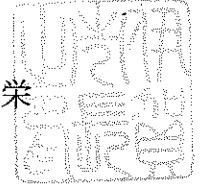


30-2
679

伊 総 第 1115 号
平成 30 年 12 月 27 日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問の回答について

平成 30 年 12 月 18 日付伊議第 647 号で要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

入札の不備と官製談合の疑義について（再質問）

【回答】

質問書には、「各種業務の回数等の記載はないことから勤務の実態は入札者からすれば不明であり、監視又は断続的労働であると十分に認識できる状態にはない」とありますが、先に回答しましたとおり、本件業務は、通常は労働の必要がなく、庁舎の安全と平穏が害される恐れが生じたときや、時間外で各種届出がなされたとき等、緊急的あるいは一時的のみに対応を求めるもので一般的な市役所の警備宿日直業務の内容から認識いただけるものと考えています。

また、これも先に回答しましたとおり、労働省労働基準局長通達（基発第 110 号）では、「常態としてほとんど」労働する必要のない勤務が監視又は断続的労働とみなされています。

なお、質問書には、「労働省労働基準局長（現厚生労働省労働基準局長）が平成 5 年 2 月 24 日に都道府県労働基準局長宛に通達した「警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可について」には、これらの業務は監視又は断続的労働の許可の対象に該当しないことが明記されている」とありますが、上記通達では「個々の実態に即して総合的かつ実質的に判断すること」とし、「監視又は断続的労働の許可の対象となり得る」と明記されており、決して、監視又は断続的労働の許可の対象に該当しないなどはされておりません。

以上のことから、本件仕様書の設計金額は決して不適切なものではなく、入札に不備はないと考えます。

官製談合の疑義につきましては、前回、回答しましたとおり関係者を対象に内部調査を実施した上で、情報漏えいの事実は認められないことを確認していますので、ご理解ください。